

青森県報

号外第六十八号

令和七年
八月十八日
(月曜日)

目 次

公 告

- 都市計画公聴会の開催……………(都市計画課) ……一
○右 同……………(同) ……三
○右 同……………(同) ……四
○右 同……………(同) ……六

公 告

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により青森都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

令和七年八月十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 開催の日時

令和七年十一月五日 午前十時から

二 開催の場所

青森県庁北棟五三一会議室 青森市長島一丁目一の

三 案件

青森都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならない。

2 公聴会に出席して意見を述べることができる者は、青森市の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

令和七年十月三十一日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目の一

青森市都市整備部都市政策課 青森市中央一丁目二の五

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人宛通知する。

五 都市計画変更案の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域を対象に、青森県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな筋道を明らかにする、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を定めたものである。

このうち、市街化調整区域の土地利用の方針について、令和五年十一月に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を受けて改正された「地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針」（令和二年総務省、財務省、農水省、経産省、国交省告示第二号）を踏まえ、産業立地のための土地利用に係る必要な内容を明示するものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県県土整備部都市計画課

青森市都市整備部都市政策課

2 閲覧期間

3

令和七年九月五日から同月十九日まで
閲覧時間
午前八時三十分から午後五時まで

別記様式

公 述 申 出 書

青森都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案について、次のとおり公聴会に出席して意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

公述申出人

住 所
氏 名

意見の要旨及びその理由

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により弘前広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

令和七年八月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 開催の日時

（弘前市）令和七年十一月十日 午前十時から
（平川市）令和七年十一月十日 午後一時から

二 開催の場所

（弘前市）青森県弘前合同庁舎本館二階会議室 弘前市蔵主町四
（平川市）平川市役所本庁舎一階ひらかわぶれいす「アヴェッサ」
平川市柏木町藤山二五の六

三 案件

弘前広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案
（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならない。

2 公聴会に出席して意見を述べることができる者は、弘前市、平川市、藤崎町、大鰐町及び田舎館村の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

令和七年十一月四日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の一
弘前市都市整備部都市計画課 弘前市大字上白銀町一の一

平川市建設部建築住宅課 平川市柏木町藤山一六の一

藤崎町建設課 南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目一

大鰐町建設課 南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館五の三

田舎館村建設課 南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻一二三の一

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人宛通知する。

五 都市計画変更案の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域を対象に、青森県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな筋道を明らかにする、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を定めたものである。

このうち、市街化調整区域の土地利用の方針について、令和五年十一月に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を受けて改正された「地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針」（令和二年総務省、財務省、農水省、経産省、国交省告示第二号）を踏まえ、産業立地のための土地利用に係る必要な内容を明示するものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県県土整備部都市計画課
弘前市都市整備部都市計画課
平川市建設部建築住宅課

藤崎町建設課

大鰐町建設課

田舎館村建設課

2 閲覧期間

令和七年九月三日から同月二十四日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

別記様式

公 述 申 出 書

弘前広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案について、次のとおり公聴会に出席して意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

公述申出人

住 所
氏 名

意見の要旨及びその理由

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により八戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

令和七年八月十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 開催の日時

令和七年十一月四日 午後二時から

二 開催の場所

青森県八戸合同庁舎一階第一会議室 八戸市大字尻内町字鴨田七

三 案件

八戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならない。

2 公聴会に出席して意見を述べることができる者は、八戸市の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

令和七年十月三十日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の一
八戸市都市整備部都市政策課 八戸市内丸一丁目一の一

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人宛通知する。

五 都市計画変更案の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域を対象に、青森県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな筋道を明らかにする、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を定めたものである。

このうち、市街化調整区域の土地利用の方針について、令和五年十一月に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を受けて改正された「地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針」（令和二年総務省、財務省、農水省、経産省、国交省告示第二号）を踏まえ、産業立地のための土地利用に係る必要な内容を明示するものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県土整備部都市計画課

八戸市都市整備部都市政策課

2 閲覧期間

令和七年九月二日から同月十六日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

別記様式

公 述 申 出 書

八戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案について、次のとおり公聴会出席して意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

公述申出人

住 所
氏 名

意見の要旨及びその理由

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により六ヶ所都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

令和七年八月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 開催の日時

令和七年十一月四日 午前十時から

二 開催の場所

六ヶ所村役場分庁舎三階大会議室 上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附四七五

三 案件

六ヶ所都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならない。

2 公聴会に出席して意見を述べることができる者は、六ヶ所村の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

令和七年十月三十日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の一

六ヶ所村政策推進課 上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附四七五

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人宛通知する。

五 都市計画変更案の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域を対象に、青森県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな筋道を明らかにする、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を定めたものである。

このうち、市街化調整区域の土地利用の方針について、令和五年十一月に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を受けて改正された「地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針」（令和二年総務省、財務省、農水省、経産省、国交省告示第二号）を踏まえ、産業立地のための土地利用に係る必要な内容を明示するものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県県土整備部都市計画課

六ヶ所村政策推進課

2 閲覧期間

令和七年九月二日から同月十六日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

別記様式

公 述 申 出 書

六ヶ所都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案について、次のとおり公聴会に出席して意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

公述申出人

住 所
氏 名

意見の要旨及びその理由

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県	
(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一番七 東奥印刷株式会社	
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚三付二十一円七十銭